

事前協議の省略について（解説編） 新旧対照表

改正後の審査基準	従来 ¹ の審査基準
<p>事前協議書の提出を必要としない開発行為 〔法第34条第10号、第11号、 第14号 提案基準2、提案基準3、提案基準4、提案基準33〕</p> <p>次の1～6のいずれかに該当するものについては、原則として事前協議書の提出を必要とせず、直接、開発許可申請書を提出するものとする。</p> <p>この場合、開発許可申請書に開発（建築）行為事前協議書の添付図書のうち、カ 土地利用計画図（配置図）、ケ 建物平面図、建物立面図、セ その他必要と認める図書（地区計画の適合通知書の写し等、各要件に適合することを示す資料）を添付し、法第34条に規定する立地に関する審査を受けること。</p> <p>1 法第34条第10号に係る事前協議 2 法第34条第11号に係る事前協議のうち、予定建築物の用途が工場以外のもの 3 法第34条第14号 提案基準2「旧住造法完了地における開発行為」に係る事前協議 4 法第34条第14号 提案基準3「土地区画整理事業施行区域内における開発行為」に係る事前協議 5 法第34条第14号 提案基準4「開発完了地における再開発」に係る事前協議 6 法第34条第14号 提案基準33「道路位置指定による既存住宅団地内の住宅建設」に係る事前協議</p> <p>なお、上記のうち、予定建築物の用途が一戸建専用住宅であるものについては、添付図書のうち「カ 土地利用計画図（配置図）及びケ 建物平面図、建物立面図」を、「要件を満たす建築計画を行う旨の説明書」にかえることができる。</p> <p>※事前協議書の提出を制限するものではなく、各審査基準に適合するか否か判断しがたいものについては、事前協議の対象である。</p>	<p>市街化調整区域内でおおむね五〇以上の建築物が連たんしている地域のうち、条例で指定する土地の区域内において行う開発行為 〔法第34条第11号〕</p> <p>1 事前協議について 法第34条第11号に係る事前協議のうち、予定建築物の用途が一戸建専用住宅で、農地転用許可申請の必要がないものについては、事前協議の対象とせず、直接、開発（建築）許可申請書を提出するものとする。</p> <p>この場合、開発（建築）許可申請書に開発（建築）行為事前協議書の添付図書のうち、オ 土地利用計画図（配置図）、ク 建物平面図、建物立面図を添付し、法第34条に規定する立地に関する審査を受けること。</p>